

第75回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 令和元年11月20日(水) 午後1時30分～午後3時45分

(2) 場 所 杉妻会館3階 百合の間

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤宏(委員長)、市岡綾子、伊藤洋子、小堀健太、今野泰、新城希子、高野宏之、高島亮、藤健太

イ 県 側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、農林総務課主幹、農林技術課長、出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次長

ウ 建設関係団体等

(ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外3名

(イ) 福島県総合設備協会会長 外1名

(ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長 外2名

(エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外5名

(オ) 個別事業者 1者

(4) 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 建設関係団体等からの意見聴取について

ア 一般社団法人福島県建設業協会

イ 福島県総合設備協会

ウ 福島県建設専門工事業団体連合会

エ 福島県土木建築調査設計団体協議会

オ 個別事業者〈非公開〉

(2) 各委員の意見交換・その他

3 閉 会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第75回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、島田委員は、所用により欠席となりました。

また、市岡委員でございますが、遅れて到着するとの連絡がございました。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】

はい。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に机上に配られました「入札制度改革に係る要望書」について事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

お手元に配付しました追加資料、要望書の写しでございますが、これは10月3日自由民主党福島県議会議員会から福島県知事に対しまして、「入札制度改革に係る要望書」として出されたものです。その後ろに新聞記事をつけてございます。要望の内容、主旨でございますが、県内企業が健全な経営を維持できるように県発注一部工事への指名競争入札の導入、それから工事、委託業務、物品購入、庁舎等維持管理業務について最低制限価格の引き上げ等のダンピング対策強化を求める内容となっております。併わせまして、日本地図の記載のあるものを追加資料で出させていただきます。この資料につきましては、全国の指名競争入札の導入状況でございます。最新版ということで平成31年3月末時点での長野県で調査したものをベースに作成したものでございます。指名競争入札の未導入につきましては本県を含めまして九つの府県ということになっております。

追加の配付資料の説明については以上でございます。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。追加資料に関して何か質問等あればお願いいたします。

ご存じだと思いますけれども、元々福島県は指名競争入札をやっていたわけですが、不幸な事件がありまして、何年になりますか・・・11、2年前になりますかね。現在導入していないということで自民党から知事に要望書があがったということですね。この話は後で、話し合う機会があると思いますので次に進めさせていただきます。

それでは、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、関係団体からの意見聴取が5件でございます。建設関係団体については公開で行い、個別事業者については、会社経営に関する内容となることから、非公開で行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように決定いたします。

それでは、事務局から一般社団法人福島県建設業協会をお呼びください。

(一般社団法人福島県建設業協会 着席)

【伊藤委員長】

それでは、一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、10分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

今回は指名競争入札について重点に回答していただければと思います。

それではよろしくをお願いします。

【建設業協会】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

はじめに、1ページの「総合評価方式について」でございます。新たな項目、現在の評点の配分など、様々な要望がございます。今回いただきました御意見を踏まえまして、公共施設の維持管理や除雪、災害対応等を担っている、地域の守り手であるという認識の基、地元業者の受注機会の確保につながるような対応を検討して参りたいと思っております。現時点におきまして、改善したいと考えているところを2点ほど挙げさせていただきます。まずは、選択項目の一つでございます「災害時出勤実績又は災害対応応援協定締結」の評価の加点の見直しを検討したいと考えてございます。それから、地元企業がとれるという観点から「入札参加者の所在地」について工事箇所と同一市町村の本店評価を引き上げる方向で検討したいと考えております。

次に、2ページ「低入札価格調査制度」でございますが、最低制限価格の引き上げにつきましては、試算の結果、国と県は現在同程度であるということ、昨年度の請負工事の平均落札率は94%の状況であるということから早急な引き上げは要しないと考えております。

次に、5ページ「指名競争入札について」でございますが、自民党県議会議員会からの要望、協会様からいただいた御意見を踏まえまして地元企業の受注機会の確保につながるような、そして県の入札制度の基本でございます透明性、競争性、公平性そして品質確保を十分に留意させていただきながらよりよい入札制度の構築に努めて参りたいと考えております。

【伊藤委員長】

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

【高島委員】

この委員会でも総合評価の見解については資料1に出てきますとおり、受注者の偏りに関する意見はよく出ております。協会様からの指名競争のメリットデメリットの資料を見るとわかると思うのですが、再確認でまず一点、指名競争では受注者の偏りを解消できるという認識でよろしいでしょうか。

もう一点は資料1の1ページ目下から3行目建築の発注で現行の「過去4年以内」の工事成績についてですが、公共建築は土木よりかなり発注件数少ないと思うのですが、4年というかなり短い時期で厳しいという具体的な事例を出していただけるとありがたいと思います。

【建設業協会】

一点目の指名競争導入による受注の偏りの解消ができるかという質問についてですが、目的と設定基準によると思います。偏りを解消するために導入するということであれば、発注の際に業者の手持ち工事等を考えてファクターを設定基準に反映させれば、受注の偏りは解消されると考えております。いずれにしても、なぜ指名競争入札を導入するのかという動機、目的ですが、社会の安全システムを支える企業がいなくなるような状況が今刻々と起きつつある。それを放置していいのかというところが、最大の我々の懸念です。それをなくすためには偏りをなくす一つの方法が指名競争入札であると。ほんの一部なんです。全体で見れば総合評価がほとんどですから。金額にすれば90%以上総合評価で施行しているので、そのあたりのバランスを考えて対応していただければと思います。

建築についてですが、工事成績を過去4年以内で評価するとなると、建築の工事について入札に参加しようと思っても、年間数件しかない場合が多いのです。頑張ってもとれない状況が数年続くと工事实績の評価分がゼロになってしまう。そうしますと次の受注に繋がられないという状態がおきてしまいます。そういう状態を解消していただくためには、過去10年くらい遡って評価していただかないと、せっかく真面目にやっている業者さんがまさに評価されないという形になってしまうものですから、ぜひお願いいたします。

【伊藤委員長】

今回台風19号で起きた災害につきまして、地元の建設業者の皆様にはいろいろな形で御尽力いただいたことは率直に感謝いたします。

その上でお聞きしたいのは、総合評価方式をいろいろな意味で改善していく、例えば地域要件を改善していく、そういうようなことによって指名競争入札でやろうと思っていた目的が一定程度達成できるのか、総合評価方式の改善をしても指名競争入札はやはり必要とお考えなのか説明していただきたいのですけれども。

【建設業協会】

総合評価でこれまで工事を出して参りました。東日本大震災のときもそうだったのですが、緊急でやらなければいけないこと、維持工事等で我々が徹夜で頑張った後、すぐに仮復旧をする工事に関しては、総合評価をやっている時間と待っている余裕がなかったものですから、やはりそこで指名であるとか随意契約を活用していただいて緊急に発注していただくことで地域の安全

安心を臨時的に守るという目的があると思いますので、枠（地域維持型入札や指名競争入札といった多様な入札方式）を残しておいていただくというのが貴重なことだと思っております。

【伊藤委員長】

例えば緊急の工事の場合は、今でも随契で対応ができるわけですが、随契では駄目なのですか。

【建設業協会】

はい。随意契約でまず出していただいて、その後、総合評価にいく間の仮復旧と本工事との中間というある程度地域の生活を復旧させるもの、これに関しては被災した人間達が所属している会社がきちんと雇用を守りながら地域にお金を保留していくという目的でも地域の範囲の中で皆で応援をしながらやっていくという制度を残していただきたいと思います。

【新城委員】

新潟県知事のコメントを拝見させていただいて納得した面がございましたが、県によってもちろん違いがありますし、東日本大震災の状況もありますし、県も入札制度のあり方が変わってきますが、皆様は新潟の元知事の発言を受けて、協会の立場からどんな感想をお持ちになったかお聞かせいただきたいです。

【建設業協会】

公共工事が減って建設業が疲弊している。そのときに中越地震が起きた。そのとき疲弊した地域建設業が対応しきれないということで、知事は地域を守るための担い手はしっかり確保しないといけないということで、経営ができるところまで水準を上げましょうという話をした。そこで新潟県は地域保全型工事7千万まで指名競争入札ということで、いろんなファクターを入れて地域建設業を守るという施策を入れています。そういう意味で新潟県は福島県ほど現在公共事業はないが、そのような中でも地域建設業の健全経営に繋がっていると我々はみています。

【新城委員】

同業者の方達がいらっしゃると思うのですが、やはり地元の方達も同じ感じ方でいらっしゃるのでしょうか。そういう話はあまりでませんか。

新潟県知事の発言は素晴らしいですし、いろいろな取り組みをされているのですが、違う見方でご意見等あれば教えていただきたいのですけれど。

【建設業協会】

主旨がずれてしまうかもしれませんが、山形県も同じようにやっています。山形県は最低制限価格が93%程度までいっているかと思います。いろいろな全国の同じ立場の専務と話をする中では、全国的にそういう流れになってきているかなと。危機管理産業としての地域建設業ということが浸透してきているなという感じです。そういう意味では健全経営に繋げていくという施策を講じている県が多いと感じています。

【新城委員】

ありがとうございます。それで指名競争入札のデメリットというのを質問に入れていただいたのですが、そういういろいろなお話があるなかでもこの資料の通りデメリットはあるということでもよろしいでしょうかね。

【建設業協会】

はい。

【伊藤委員長】

その他にかございますか。

【建設業協会】

入札方法に関して御意見がでましたけれども、総合評価もあり、指名競争入札もあり、その中身は地域の特性というのが関係してくると思うのです。都市部の仕事の内容と中山間地域等、人がいないところの維持というのは色合いが違う部分があり、そういう中で私たち地元の建設業は地域を守るのが使命だと思っていますし、県の財産として造ったものをいかに維持しながらその生活圏の中でどう使っていくかというのが一番の問題だと思います。中山間地域は人口の減少、高齢化して、なかなか仕事もなく、そういう中で地元にいる建設業者というのは地域の中では相当社会的経済的にも影響を及ぼすところだと思いますので、そういうことも考慮に入れていただいて、指名の金額なり、バックヤードにある社会的使命とか、その辺を考えていただければありがたいと思っています。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。想定外の災害が頻発しております。そういう意味では防災であるとか減災であるとか、あるいは復興であるということを総合的に考えていかないといけない事態になっているかと思っています。ですから、こういう問題は単に指名競争がどうか、総合評価がどうかという問題ではなくて、今言ったような観点から総合的に判断してどのような入札制度がふさわしいのか、先ほど入札監理課長がおっしゃったように競争性や透明性を一方で担保しながら防災減災復興のための構築をできるかという問題だと認識しております。ですからそれぞれ個別のメリットデメリットはあるかもしれないけれど、もう少し大きな立場で総合的に考える事案ではないかというふうに思っておりますので、今後そのような観点から本委員会でも検討させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県総合設備協会をお呼びください。

(福島県総合設備協会 着席)

それでは、福島県総合設備協会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、5分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

【総合設備協会】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

はじめに1ページの「総合評価方式について」でございますが、新たな項目、現在の評点の配分など、様々な要望がございます。今回いただきました御意見を踏まえまして、評価項目の分析及び検証、他県の状況を踏まえまして、よりよい入札制度の構築に努めて参ります。なお、施工計画の適切性についての御意見ですが、落札した場合にその施工計画が現場で実行されたかの検証についてですが、提案内容については評価の有無に関わらず、基本的に履行しなければならないとなっておりますので、御承知いただければと思います。

次に、「低入札価格調査制度」でございますが、最低制限価格の引き上げにつきましては、試算の結果、国と県は現在同程度であるということ、昨年度の請負工事の平均落札率は94%の状況であるということから早急な引き上げは要しないと考えております。

次に、3ページ「入札制度等の広報」の要望でございますが、応札がない入札不調の原因の一つということで、入札情報がわからないという面での改善をしていかなければならないと考えております。協会様から御意見いただいたとおり、検索の不便さを感じる場所もございますので入札等の情報を入札しやすい環境作りに向けて対応していきたいと考えております。

最後に、4ページ「指名競争入札について」でございますが、自民党県議会議員会からの要望、協会様からいただいた御意見を踏まえまして地元企業の受注機会の確保につながるような、そして県の入札制度の基本でございます透明性、競争性、公平性そして品質確保を十分に留意させていただきながらよりよい入札制度の構築に努めて参りたいと考えております。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

総合評価方式で地元の業者が落札しやすいように改善したとしても、やはり指名競争入札は必要とお考えですか。

【総合設備協会】

総合評価の場合、地域密着型になるかと思いますが、その地域と他の地域とどのくらいの差がでてくるかということが関係してくるのではないかなと思います。

【伊藤委員長】

やり方によっては指名競争入札にしなくても工事は地元の業者でやることも可能ということですか。

【総合設備協会】

それも可能かと思いますが、地元の工事であれば地元、福島なら福島、郡山なら郡山という形でその業者さんを指名してもらえれば動きやすいかなと。

【伊藤委員長】

指名業者の指名の仕方の問題でもあるということですね。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

時間となりましたので、これで、福島県総合設備協会様からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県建設専門工事業団体連合会をお呼びください。

(福島県建設専門工事業団体連合会 着席)

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、5分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【建専連】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

まず、1ページの「元請・下請関係適正化対策」でございますが、連合会様の方では適切に行われているということでございます。県の発注におきましては福島県元請・下請関係適正化指導要綱、いわゆる元下要綱によりまして元請に対し適正な価格で下請契約を締結するように求めているところでございます。また、11月には県の職員が元請下請の業者、15者から直接お話を伺う「下請状況実地調査」を行っているところでございまして、元下関係の適正化に努めているところでございます。

次に3ページ「下請業者の社会保険加入対策」でございますが、下請業者の選定にあたっては社会保険に加入していることが前提になりますので、引き続き適正な運用にご協力をお願いいたします。参考までに建設業法の改正によって来年から建設業許可の要件に社会保険加入の条件化がされることとなっております。

今後とも元下関係の適正化に御協力くださいますようお願いいたします。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等があればお願いします。

【高島委員長】

4ページの最後に「元請の責任であることを徹底するべき」とございますが、具体的に徹底するための方策がございましたらお聞かせください。

【建専連】

現実には県の規定に違反をした場合は指名停止を行うということもあるわけですが、専門工事業の立場で言えば我々の小さい規模でそういうことを行って、処罰します、指名停止ですよと言われても、元々指名に入っていません。車を運転しないのに免許停止ですよと言われても何も怖いことはないのですよ。ですので現実には即し、悪いことをしたならば自分たちが損をするのだ、自分たちにとって得とならないんだということ、その中身としては営業停止なのか追放なのか、それはいろいろな場合によって違うのかもしれませんが、現状これは禁止であるとしか書か

れていない項目については、実際問題やり得になってしまう。専門工事業、下請の立場から言いますと元請が仕事を統括しておりますので、業務によっては特殊になるのでその元請しかできないという業務も出てくる。それで問題があった場合にその企業を仕事ができないようにしたならば、本来すぐに行わなければならない事業が止まってしまう場合がある。だからそこまでは言えないよねと言われてしまうと、悪いことをしても誰も止めようがない。具体的にこれをやったら損になる得にならないという決まりを作らなければならない。モラリティーに頼るのではなくて、厳罰は厳罰だという形にしないと一生懸命真面目にやっているところが苦勞する状況が押さえられないのかなと感じます。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。

会長さんとは昔から法定福利費の計上の問題と社会保険の加入の問題をお話いただいているのですけれど、この二つについてはかなり改善されたということで理解してよろしいでしょうか。

【建専連】

できれば消費税と同じく、社会保険は外枠にさせていただきたい。前回もかなり強くお願いしたのですが、回答の中にはそれが無いということなので、ぜひお願いしたいと思います。

【伊藤委員長】

技術的な問題があって法定福利費をいくら外枠に計上するということは計算の難しさが存在すると思うのですけれども、本来は外枠でやるべきものだとして認識しておりますので、入札監理課等でご検討いただければと思います。

【伊藤委員長】

他にありますでしょうか。

それでは、これで福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を終わります。
御協力ありがとうございました。

(福島県建設専門工事業団体連合会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県土木建築調査設計団体協議会をお呼びください。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 着席)

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【土建調】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

1 ページの「総合評価方式について」でございます。新たな項目、現在の評点の配分など、様々な要望がございます。今回いただきましたご意見を踏まえまして、公共施設の維持管理や除雪、災害対応等を担っている、地域の守り手であるという認識の基、地元業者の受注機会の確保につながるような対応を検討して参りたいと思っております。企業の様々な評価項目の内、消防団につきましては、地域防災力の中核として重要な役割を担っているということで消防団の加入については県の重要施策として推進しているところでございます。地域社会の貢献度については、県の最重要施策の中から評価項目を設定しておりますのでご理解をお願いいたします。それから、現時点におきまして、低価格入札を助長しないような形で、請負工事の評価項目で品質確保の実績という評価項目がございます。これをこちらの委託業務につきましても導入する方向で検討したいと考えております。

今回御説明はございませんでしたが、3 ページ「電子入札閲覧」の中のメールの設定につきまして、メールの見落としがあるとか、迷惑メールの方に入って困っているというお話がありました。これにつきましては、電子入札システムにおきましては受信アドレスを任意に登録可能ですので、メールの見落としがないように、電子システム専用のアドレスを割り当てる等の対応をしていただければと思います。県からの送信アドレスは固定しておりますので、迷惑メール等として処理されないような設定をお願いできればと思います。

次に3 ページのその他でございますが、最低制限価格等の設定水準の引き上げについてのご要望がありました。試算の結果、県は国と同程度であり、昨年度の委託業務の平均落札率は93%でございますので、早急な引き上げは要しないと考えております。それから、市町村への最低制限価格等への設定の啓発でございますが、市町村に対しまして文書での要請、県と各市町村で組織しております、今年8月に行いました福島県ブロック発注者協議会の場において、国からも出席していただいて、市町村に向けて要請活動を行っております。現在、全市町村の導入に向けて取り組んでいるところでございます。

最後に、その他の中にもございます様々な御意見につきまして今後の見直しに向けて参考にさせていただきます。

【伊藤委員長】

それでは、委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

この協議会はいくつの団体から構成されているのですか。

【土建調】

測量設計業協会、地質調査業協会、建築士事務所協会、設備設計事務所協会、建築設計協同組合、建築家協会の6つから出席しております。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、これで福島県土木建築調査設計団体協議会様からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 退席)

【伊藤委員長】

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開での審議となりますので、傍聴者及び報道機関の方は退席をお願いします。

公開での審議再開は、15時25分頃を予定しています。

(傍聴者等退席)

以下非公開審議

《非公開審議開始》

(以下、非公開審議について「概要」を記載)

《個別事業者の意見聴取》

(調査票の要旨)

◇経営状況について

- 入札物件が多いので、技術者不足及び施工体制が整わない懸念がある。
- 今後、技術者や技能者の高齢化が進む。近い将来担い手の減少が予想される。

- 将来、公共事業が減少するなかで、弊社が主に受注できている総合評価の標準型及び簡易型の物件が、極端に少なくなり特別簡易型が多くなると推測される。同一町村に所在する企業の受注が多くなり、広域的に受注活動をしている企業については、受注量が極端に少なくなると懸念している。

◇入札制度について

- 工事発注について
 - ・道路改良の場合において、道路改良工事と舗装工事が分割で発注されている場合があるが、安全性及び合理性を考慮し、一括発注が望ましいと考える。
 - ・工事の分割発注が多く、工事契約後に次回工事が発注される場合や、切土工区と盛土工区が分割で発注されている場合や、現道との高低差が大きい場所での区画割がある。このような場合、工程調整や合理性を考慮した区間割にしたほうが良いと考える。
 - ・道路改良工事と法面工事が分割での発注が多いが、不安定な地質の場合は逆巻での法面保護施工のほうが安全性を確保しやすい。また、ガリ浸食を受けやすい土質の場合も、浸食防止や工程調整観点から同一工事の発注が望ましいと考える。
- 総合評価について
 - ・国交省、農林水産省等の工事成績も評価項目に入れるべきと考える。
 - ・技術提案書に提案した内容であっても、提案内容が施工上、必要不可欠な内容については協議、設計上の対象にしていただきたい。
- 入札関係の期間について
 - ・設計図書等の質問期間が公告日から5日間と短い、ある程度の工事になると精査期間が短すぎるため期間を延ばしてほしい。国交省等は質問期間が公告日翌日10日程度になっている。
 - ・入札書の提出は現在1日間に限定されているが、国交省は入札締め切り日より、一定期間前からの入札が認められている。働き方改革の観点から何日間かの期間を設けてほしい。
- その他
 - ・週休2日を導入することで、賃金体系を見直す必要があると思われるが、現在の基準で【4週8休】の場合労働費と現場管理費が5%、機械経費（賃料）と共通仮設費が4%上乗せされているが、労働力が下がり完成工事高がさがる。しかし、給与面の固定負担は同様である。したがって利益が少なくなり、経営を圧迫することが懸念される。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目についてお答えさせていただきます。

まず、3ページの「入札制度について」の③でございますが、県では休日を除く5日間ということにさせていただいております。国の10日には及びませんが、土日を含めれば7日間ということをやっている状況でございます。受付期間後も、回答期間まで回答が可能な場合につきましてはできる限り質問は受け付けております。

次の入札書の提出につきましては、このような要望があることも理解できるのですが、一方で質問回答期限後の設計図書を差し替える可能性が生じること、また一度提出した入札書の差し替えの変更ができないということから、入札書を差し戻してほしい等といったトラブルを避ける観点から電子入札の入札書の提出については1日間としております。

いただきましたご意見を参考に分析、検証、他県の実態も踏まえましてよりよい入札制度になるように努めて参ります。

入札監理課からの回答は以上となりますが、農林水産部と土木部からの回答がございます。

【農林技術課長】

私の方からは「3 入札制度について」の①工事発注について、②総合評価について「4 その他」について簡単に述べさせていただきます。

まず、工事の発注についてでございますが、3点ほど要望がございました。現在、農林水産部は改良工事をなかなかやっていないところですので、一般的な回答になりますが、基本的に発注種別毎の発注で行っておりますが、圃場内の農道のように比較的規格が小さい農道の場合には一括発注で対応して参ります。

続いて、区画割のお話でございますが、合理性を勘案した上で工事の内容を決定する等、柔軟な工事の発注に努めて参ります。

法面工事との分割発注についてでございますが、基本的に分割発注が原則となっておりますが、不安定な地質の場合などは一括発注で対応するなど、現場状況を勘案しながら柔軟な工事の発注に努めて参ります。

総合評価でご質問のあったところでございますが、必要不可欠な内容があった場合は、我々もきめ細やかな設計に努めておりますが、抜けがあった場合は質問書の方で提出をしていただければと思います。

その他の週休2日に関しましては週休2日のモデル工事のことかと思っておりますが、農林水産部の場合、今年度から試行ということで始めておりまして、試行の結果を踏まえまして検証しながら国等の関係機関への制度の見直しを求めていきたいと考えております。

【建設産業室長】

「3 入札制度」の工事発注についてでございますけれども、道路改良工事、舗装工事、法面工事等、発注種別が異なる場合につきまして、基本として分割発注をしておりますが、道路の利用者の方、もしくは作業時の安全性等に考慮しながら必要に応じて道路改良工事に含めて発注する場合もございます。今後もそのような対応で進めさせていただきたいと考えております。また、工事等の区間割につきましては、事業の効果等の発現を早めるため、作業の安全性や合理性を踏まえまして、それらを総合的に判断し発注をして参ります。

【技術管理課長】

「4 その他」の週休2日の工事でございますが、記載の通り労務費、現場管理費が5%、共通仮設費が4%上乗せされているということでございますが、国土交通省で週休2日制を行った場合の労務費とか補正の割合、こういったものを現在調査してございます。国の基準改正があった場合は本県におきましても速やかに対応してまいりたいと考えております。

【伊藤委員長】

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

建設業協会から指名競争入札を復活したらどうかという御要望があったり、自民党から知事の方に意見書がだされたりしておりますけれども、指名競争の復活について何か御意見ございますでしょうか。

【個別事業者】

協会の方では指名競争をというお話なのでしょうけれども、私どもとしては総合評価の方がよいと考えております。なぜかという、透明性の確保ができるかとの問題がございますし、指名する場合には指名業者さんを指名委員会で決定するとは思いますが、品確法の観点からよりよいものを、また競争性を考えれば総合評価が私どもはよいと考えます。総合評価がある程度ないと今の水準、実力を保っていくのは難しいかなと思います。総合評価を導入したことによって、おそらく県内の業者さんの品質、技術力のレベルアップに相当繋がっていると思うのです。お互い切磋琢磨してやったという点を考えると大多数の建設会社は指名競争入札の復活を望まれているのは事実ですが、総合評価で努力した会社は、技術力の向上を図った会社としては、我々の会社はそうのように自負しておりますので総合評価はあるべきだと思っております。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。先ほど担い手不足のお話もございましたけれども、近年新人採用の女性の比率はどのくらいなのでしょう。

【個別事業者】

5割です。今年は女性1名ですが、昨年度は8名で、男性4名女性4名です。

【伊藤委員長】

離職率はどちらが高いとかありますか。

【個別事業者】

男性です。女性の方が強いですね。

【伊藤委員長】

すばらしいですね。女性が働きやすい環境を作ることがこれからの担い手を確保する上で重要なことだと思いますので。

【高島委員】

質問期間の件です。いろいろな業者さんから短いとたくさん聞きます。先ほど、土日含めれば7日というお話はありましたが、現実的にはやはり工事が大きければ夜中まで精査して質問書を作っているという話も聞きます。具体的に困っていることはありますか。

【個別事業者】

精査しきれなくて、後からこれはどうするのだろうという案件が出てくることですね。会社によると思うのですが、例えば1億から2億のものが今週3本の入札がでた場合、3本確認しなければならないことから、技術者は現場もやっているわけで、どうしても時間外に精査しなければならない。後は土日を挟めばということですが、今土日にでてこいというのは考え方としておかしいですので、先ほどの7日というのは申し訳ありませんがそのように考えますし、月曜が公告のところは、土日がないので、月曜の夕方にて、火水木、金曜にはださないとならないので実質3日、その中でやるという話なので、本当に困っているところです。質問ができないというのは後でトラブル原因になりますので、それが一番懸念しているところでございます。

【個別事業者】

補足で、公告がピークのときには管内で14件とか隣接管内で25件とかそういうケースがいっぱいあります。5日間で全部積算をしなければならない。工程表をひいて見直してという作業が、5日で足りないのです。そこで国土交通省が10日とあるので同じように猶予期間をいただきたい。質問がでてないというのは、質問を精査する時間がなくて、質問を出せないと捉えていただきたい。

それと、入札日が1日しかないということですが、国土交通省のように、確か3日～5日前だったと思うのですが猶予期間がありまして、その期間に入札できれば余裕をもって対応できますので、そのような形をとっていただきたいなと思っております。県の方も国土交通省にならって質問期間の延長と入札提出日の前倒しを検討していただければ非常に助かります。

【入札監理課長】

期間については、設計金額の大小によると思いますが、高い金額のものであれば長くしてほしいし、小さいものであれば短くしてもよいということなのですね。

【個別事業者】

大きい工事ですと、積算しているうちに違算をみつけたりするので、受注後に設計変更で対応可能であればよいのですが、大きい案件ですと議会に諮ったりとかしますので、追いつかない金額であれば、私たちの方ではどうしようもない。わかれば事前に情報をあげるなりして対応してきたつもりではあるのですが、そういった対応がやりきれなくなりますので、逆に県の方を応援するという意味でも期間の延長を行ってほしいなと思えます。

【入札監理課長】

御意見を伺いまして前向きに検討したいと思えます。

【伊藤委員長】

それではお時間となりましたので、これで個別事業者様からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(個別事業者 退席)

ここから公開での議事となりますので、先ほどの個別事業者について発言されるときは、会社名等を出さないようにしてください。

《非公開審議終了》

ここから公開審議

【伊藤委員長】

次に、「各委員の意見交換」に移りますが、その前に私の方から一言説明させていただきます。

今回、いろいろな協会や個別事業者様からのお話があって、なるほどこれは合理的な要望だよねというのはいくつかあったと思いますので、それについては前向きに事務局の方で御検討願います。

今回特に指名競争入札について御意見を伺いましたが、私がこの委員会に入って6年くらいになるのですが、実はこの委員会で指名競争入札についてきちっと議論したことは一度もないのですよ。それは議論しても県側が指名競争入札の復活は基本的にしないという態度だったわけです。今回自民党の要望があったのか、どちらかというニュートラルな立ち位置の流れになったのかなと思います。

ぜひ指名競争入札について、協会からの御意見を踏まえて委員の皆様何かございましたらお願いしたい。

【今野委員】

我々委員にどう考えているか以前に県サイドの方で、指名競争入札に消極的だった根拠及び背景、そして今回自民党の案がだされた中での県としてそれに対する考え方を、この委員会で示してほしいというのが私の考えです。

【伊藤委員長】

この件について何らか県側として統一的な見解や対応というのはあるのですか。つまり、指名競争入札復活について自民党からの要望があったことを踏まえて県がどういうふうに考えているのか。

【政策監】

自民党からの要望に対して各業界の方々の御意見を伺いながら、そしてこの監視委員会の先生方の意見を伺うということで、今ニュートラルな状態で検討を始めたいと考えております。

【伊藤委員長】

指名競争入札になぜ戻したいのかということで多分大きく2つくらい意見があるのかなと思います。一つは一般競争入札、総合評価でもそうなのですが、落札者に偏りがあるというお話がありました。そうだとすると、以前指名競争入札を行っていた時期と比べてやめた今までの間、指名の偏りについて何らかの検証はなさっているのか、今後それが可能であるとすればおや

りいただけるのかどうか。つまり、実はあまり変わっていないのではないかということだったら指名に戻しても意味がないのではないかという気がします。

もう一つ、時間がかかるとおっしゃっていましたが。総合評価でやるというのは。本当に時間がかかるものなのか私たちにはよく分からないのですけれども、指名競争入札ならすぐ対応できるけれども一般競争入札では時間がかかるというお話だったのですけれども、前もって準備していればそんなに難しいことではないのではないかという印象を受けたのですが、そこらへんがどうなのかということもお聞きしたいです。すぐということではなく結構です。

それと指名競争入札を復活させるにしても「いくら以下は指名にします」「いくら以上は一般競争入札にします」ということではなくて、もう少しきめの細かい分類ということができそうな感じはするのですけれども、そういう仕組みというのは実際にどう考えているのか。指名競争入札の導入するための条件をどうするのか。もう一方で県側の問題がありまして指名業者の選定をどうするのか、どういう仕組みでやるのかということにも関わっているわけですよね。ですから、単に「指名を復活した方がいいですか」「しない方がいいですか」と聞かれても、指名競争入札の制度が必ずしも悪というわけではなくて、それをどう運用するのかということで、場合によっては一般競争入札よりも不正が起りやすいとなりがちなので、指名競争入札を復活させることによって、どういう目的が達成されるのか、否か、あるいはエビデンスとして指名をやっていた時とそうでない時と本当に変化があったかどうか、そしてこういうような新しい仕組みの指名競争入札だったら競争性、透明性を担保しながらできるのではないかというような具体的なお提案がないと、一般論として指名イエスかノーかという議論はしにくいかなと思いました。

ですので、指名は絶対嫌だという御意見もちろんあるかとは思いますが、ありましたらおっしゃっていただきたいと思うのですけれども。ニュートラルというのは結構ですけれども、そういった今までの県の方針を担保した上で、災害であるとかインフラの老朽化とか地域の業者さんをお願いをせざるを得ない部分がありますが、こういうような仕組みだったら、何とか地域の業者さんを保護する育成するという観点も含めながら具体的な提案をしていただけると検討がしやすいかなと思うのですけれども。

【新城委員】

これはこういうながれで意見を言い合うのではなくて、県からこういう形でどうですかという御意見をいただきながらという方が良いと思います。以前、指名競争入札をどんなふうにしてたのか私は存じ上げない。そこから事件があっといういろいろ検証されて・・・そこからしか私は分からないので、以前どんなことをして、何が問題だったのかということも踏まえてみんなで検証していくということが大事なのではないかと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。いい御意見だと思います。

そんなに急いでやることではないと思うのです。すぐにやってまたいろいろ問題が起こるとまずいので、慎重に検討しなければいけない事案だと思いますので、今私と新城委員からお話がありましたように、今後の検証も含めて今後どういう形で県としては指名競争入札を導入する可能性があるのかないのかということをご提案していただければありがたいなと思います。

【高島委員】

協会の資料に指名のメリットデメリットというのがありましたけれども、行政の考えるメリットをだしてもらえるといいかなと思います。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは次に、「その他」に移ります。
委員の皆様から、何かございますか。

【伊藤委員長】

事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

今回の委員会でございますが、1月下旬から2月中旬での開催で、元請下請調査の結果報告のほか、入札制度改正案と抽出案件についての審議をお願いする考えでございましたが、抽出案件については、今般の台風第19号被害に係る復旧事業の影響により建設事務所を始め各執行機関における対応が困難と考えられますので、議題から省略させていただきたく御了承願います。

【伊藤委員長】

抽出案件はなしということでご提案いただいたのですけれど、それで結構かと思いますが、次に間に合うのであれば、先ほどあったように指名競争入札についてももう少し具体的にご提案なり、考えのご提示をいただければありがたいのです。よろしいでしょうか。

【入札監理課長】

はい。やはり具体的な内容がないと善し悪しがわからない、また過去にあった指名競争入札がどういうものでなぜああいう事件がおきたのか、ということ考えた上でないと議論が散漫になってしまうのではないかという意見もございましたので、委員の皆様方に何を提案しても指名競争入札はありえないということであれば提案しても何ら意味を持たないかと思いますが、そういうことではなく、ある意味私どもと同じようなフラットなご意見をお持ちであるという認識のもとでの次回への提案ということではよろしいでしょうか。

【伊藤委員長】

皆さんいろいろな考えがあると思いますけれど、まずはニュートラルな立場でどうなのかということをご自由に意見交換をしていただきたいと思います。

【入札監理課長】

そういうことであれば、総合評価の地域密着型の導入を平成30年度からしておりますが、それにおけるデメリットの部分もあって団体の方から指名競争入札を入れてほしいとの話もございますので、そういったことも踏まえながら次回の委員会での提案をしていきたいと考えております。

【伊藤委員長】

一つ気になったのは建設業者さんがこぞって指名の導入を賛成しているわけでは必ずしもないということが今日わかりまして、今まで一般競争入札で頑張っていた方については今まで通りの方がかえてよいという業者さんも少なからずいるということですね。

【入札監理課長】

今まで頑張ってきたよりよいものを今後も出していきたいということでのご意見だったと思っております。

【伊藤委員長】

次回は抽出案件については割愛するということで、その代わり指名競争入札について事務局の方から何らかのご提案をお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

では、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から連絡でございます。

次回の委員会は1月下旬から2月中旬の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、御手数ですが、11月27日、来週水曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料5につきましては、事務局で回収しますのでお持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第75回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。